

「革新的研究開発推進プログラム有識者会議」の開催等について

平成 26 年 2 月 27 日
革新的研究開発推進会議座長決定

- 1 「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」（平成 26 年 2 月 14 日総合科学技術会議決定）に基づき、「革新的研究開発推進プログラム」に関するプログラム・マネージャー（PM）及び研究開発プログラムの選定、PM 評価及び進捗管理等の審議・検討を行うことを目的として、革新的研究開発推進会議の下、「革新的研究開発推進プログラム有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員は、総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法（平成11年法律第89号）第29条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者とし、必要に応じて外部有識者を加えることができる。
- 3 有識者会議の座長は、構成員の互選により決定する。
- 4 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、有識者会議座長が定める。